

令和8年度
市内産農水産物の周知及び消費拡大に係る広報業務委託
提案競技実施要領

令和8年3月
福岡市農林水産局政策企画課

目次

1 業務委託の概要.....	1
2 提案競技参加資格.....	1
3 提案競技スケジュール.....	2
4 質問書の受付及び回答.....	2
5 参加申込みの手続き.....	3
6 企画提案書等の提出.....	5
7 一次審査(書類審査).....	5
8 提案競技選考委員会(プレゼンテーション).....	6
9 採点方法及び契約相手方の決定方法.....	6
10 失格要件.....	7
11 その他留意事項.....	7
12 問い合わせ先・提出先.....	7
13 添付資料.....	7

1 業務委託の概要

(1) 件名

市内産農水産物の周知及び消費拡大に係る広報業務委託

(2) 目的

本委託は、市内産農水産物の周知を図り、地産地消を推進するとともに、消費を拡大させることを目的とする。

(3) 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

※ 本業務の実績が良好であると認められ、かつ、令和9年度以降も本事業が継続される場合は、1回を上限として1年単位で契約を更新することがある。

その場合、業務内容は当該年度の予算の範囲内とし、前年度の実施状況を踏まえて調整を行う。

(5) 総事業費

13,550千円(上限額、消費税及び地方消費税含む)

※福岡市議会における令和8年度予算の成立を前提とする。

※企画提案額が上限額を超える場合は、失格とする。

(6) 業務委託の内容

資料1「基本仕様書(企画提案時)」のとおり

※業務委託契約締結の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

2 提案競技参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 福岡市内に本社がある者、または支社、支店、営業所等がある者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 提案競技スケジュール

(1)募集開始	令和8年3月23日(月)
(2)質問書提出期限	令和8年3月27日(金)12時
(3)質問への回答	令和8年3月31日(火)17時
(4)参加申込書提出期限	令和8年4月6日(月)17時
(5)企画提案書提出期限	令和8年4月14日(火)17時
(6)提案競技選考委員会 (プレゼンテーション)	令和8年4月20日(月)(予定)
(7)審査結果通知	令和8年4月21日(火)(予定)
(8)契約締結	令和8年4月21日(火)以降(予定)

※ 応募多数(7社以上)の場合は一次審査(書類審査)を実施する場合がある。
この場合、上記スケジュールが1、2週間延期となることもある。

4 質問書の受付及び回答

説明会は実施しないため、提案競技に関して質問がある場合は、以下により提案競技質問書(様式3)を提出すること。

(1) 質問書の提出方法

「12 問い合わせ先・提出先」へ電子メールにより提出し、質問書を提出した旨を電話

で連絡すること。

※電子メールの件名欄に、「提案競技質問書送付」と記入すること。

(3) 質問書の受付期間

令和8年3月23日(月)から3月27日(金)12時まで(必着)

(4) 質問書への回答

令和8年3月31日(火)17時までに福岡市ホームページに掲載する。また、質問の回答が基本仕様書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって基本仕様書等の内容に変更があったものとする。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

5 参加申込みの手続き

(1) 参加申込書提出期限

令和8年4月6日(月)17時(必着)

(2) 提出場所

「12 問い合わせ先・提出先」

(3) 提出方法

「5-(4)提出書類」を持参または郵送(郵送の場合は必着)すること。電子メールでの提出は不可とする。

※ 持参する場合は、事前に来庁日時を連絡し、平日9時から17時までに持参すること。

※ 郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、③～⑩については、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式1)

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレット等でも可)

③ 登記事項証明書(法人の場合)

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、

後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2)法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。

なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3)身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)

⑦ 委任状(様式5)

注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式5により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書(様式6)

注1)様式6に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑨ 役員名簿(様式7)

注1)様式7に、代表者及び役員(⑦の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2)この情報は、市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2)個人の場合は、様式8をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加の辞退

参加申請後に参加を辞退する場合は、4月10日(金)17時までに「12 問い合わせ先・提出先」宛に郵送(必着)又は持参により参加辞退届(様式2)を提出すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月14日(火)17時(必着)

(2) 提出場所

「12 問い合わせ先・提出先」

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は必着)すること。電子メールでの提出は不可とする。

※持参の場合は、事前に来庁日時を連絡し、平日9時から17時までに持参すること。

※郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

① 企画提案書

・「資料 1 基本仕様書(企画提案時)」、「資料 2 企画提案内容」及び「資料 3 提案項目配点表」を参照のうえ作成すること。

② 見積書(任意様式)

・企画提案書(追加提案を含む)に記載している事項を実施するために必要な経費すべてを含む額を記載すること。また、経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③ 同種または類似業務の実績表(様式 4)

・同種又は類似業務の実績がある場合は様式 4 により提出すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部

※ すべての書類について、正本以外は提案事業者が分からないようにしたうえで、当方から通知する事業者名を識別するための記号(A社、B社等)を記載すること。

(6) 提案書類の取扱い

① 提案書類の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

② 提出書類は返却しない。

③ 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

④ 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など)を除き、公開の対象となる。

(7) その他

提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。

7 一次審査(書類審査)

応募者が多数の場合(7事業者以上)は、提出書類をもとに資料 3「提案項目配点表」に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション対象事業者を6事業者程度に選抜する。

一次審査を実施する場合は、その旨を事前に連絡する。また、一次審査の結果及びプレゼンテーション参加事業者への連絡も別途行う。

8 提案競技選考委員会(プレゼンテーション)

提案競技選考委員会参加対象者のプレゼンテーション(提案内容の説明及びヒアリング)を以下のとおり行う。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は対象事業者に電子メールで通知する。

(1) 日時 令和8年4月20日(月)13:30～(予定)

(2) 時間 30分(準備5分、説明10分、質疑応答15分)(予定)

※出席者は1事業者2名までとする

(3) その他

- ① 当該業務に主に従事する担当者が、企画提案書をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること(機器を使用する場合は事前に連絡すること。プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。)

9 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料 3「提案項目配点表」に基づき、提案競技選考委員会の委員が各項目の評価・採点を行い、最も合計点数の高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、合計点数が最低基準点(6割、84点)に満たない場合は、最高得点者であっても最優秀提案者とならない。また、最低基準点を満たす最高得点者が複数の時は、提案競技選考委員会で協議のうえ最優秀提案者を決定する。

(2) 契約相手方の決定方法

最優秀提案者を契約相手方候補とする。なお、応募者が1事業者の場合も提案競技選考委員会(プレゼンテーション)を実施し、最低基準点(6割、84点)を満たす場合は、当該提案者を契約相手方候補とする。

(3) 契約相手方候補決定後の手続き

提案競技選考委員会での選考に基づき、最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(4) 審査結果の通知

令和8年4月21日(火)に電子メールで担当者に通知する(予定)。また、あわせて福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については一切受け付けない。

10 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

11 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (5) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止する。

12 問い合わせ先・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 14 階
福岡市農林水産局総務農林部政策企画課
担当:井上、佐々田
電話番号:092-711-4841
E-メール:seisakukikaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

13 添付資料

- (1) 資料
 - 資料 1 基本仕様書(企画提案時)
 - 資料 2 企画提案書作成要領
 - 資料 3 提案項目配点表
- (2) 様式
 - 様式 1 提案競技参加申込書
 - 様式 2 提案競技参加辞退届
 - 様式 3 提案競技質問書
 - 様式 4 同種または類似業務の実績表
 - 様式 5 委任状
 - 様式 6 誓約書
 - 様式 7 役員名簿
 - 様式 8 個人用財務諸表

以上